

ご存知ですか？ 特別児童扶養手当

精神または、身体に障害があり、日常生活において介護・支援を必要とする疾病・傷病がある在宅児童を監護・養育している父母（または父母以外の者）に、その児童の福祉を増進する目的で支給される手当です。

対象となるのは、父母や父母以外の者に監護・養育されている20歳未満で中度以上（政令に定める程度）の障害がある児童です。

□手当額（月額）

- 1級（重度） 50,750円
- 2級（中度） 33,800円

手当の額は、障害の程度に応じて決定されます。なお、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

□該当しなくなる要件

- ・受給しようとする方や、その配偶者および同居している児童の扶養義務者の所得が制限額を超える場合。
- ・対象児童およびその監護を行う父母や養育者の住所が日本国内にないとき。
- ・対象児童が障害を事由とする年金給付を受けるとき。（児童扶養手当・子ども手当・障害児福祉手当との併給は可能です）
- ・対象児童が福祉施設に入所しているとき。

■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係 ☎75-6118

■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎75-6118

*受付期間

1月4日(火)～3月16日(水)

*償還方法

卒業後6か月据え置き

5～12年償還（無利子）

高校・専修学校・短大・大学に在学中または新入学予定者に、次のような修学資金などの制度がありますのでご利用ください。

母子・寡婦福祉修学資金 貸付制度のご案内

就学支度資金（自宅通学）	
平成23年度新入学予定者のみ	
高等学校	
公立	150,000円
私立	410,000円
専修学校	
専門課程	580,000円
大学（短大含む）	
国公立	370,000円
私立	580,000円

修学資金（月額・自宅通学）	
高等学校	
公立	18,000円
私立	30,000円
短期大学	
公立	45,000円
私立	53,000円
大学	
公立	45,000円
私立	54,000円

ご協力
ください

高齢者要望等実態調査

佐賀中部広域連合では、今後の介護保険や高齢者保健福祉を検討するために、平成23年2月1日を基準日として、高齢者のみなさん（65歳以上の方）を対象に実態調査を行います。安心して暮らせる地域づくりのために、みなさんのご協力をお願いします。

○調査対象者

佐賀中部広域連合圏域（佐賀市・多久市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町）にお住まいの65歳以上の方のうち無作為で抽出した方

■問い合わせ

佐賀中部広域連合総務課
佐賀市松原四丁目2番28号

☎40-11131

○調査基準日
平成23年2月1日(火)

○調査の内容
高齢者の生活向上に資するための状況調査

あなたの借金生活、見直してみませんか？

相続登記はお済みですか？

任意整理

過払請求

自己破産

個人再生

不動産登記

商業登記

裁判手続き

10年以内に、完済した方もOK!!
払い過ぎた利息
取り返せます

広告



司法書士法人 MCP

佐賀MCP

検索

例えば

- ・追加融資で、借りれない！・夫に承諾なんて、得られない！
- ・住宅を処分せずに借金を整理したい！
- ・少しでも、借金の悩みから解放されたい！

☎0952-75-2170

【佐賀事務所】佐賀県多久市北多久町小侍45-129 司法書士米満安浩／認定番号第130027号